

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（第一条関係）	1
○ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（第二条関係）	9
○ 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）（附則第十一条関係）	59
○ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（附則第十一条関係）	62
○ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）（附則第十一条関係）	65

改正案	現行
<p>（無担保保険）</p> <p>第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（当該中小企業者が貸借対照表、損益計算書その他の書類を金融機関に提出することその他の経済産業省令で定める要件を備えている者（法人に限る。）以外の者である場合にあつては、保証人の保証を除く。）を提供させないものをする事により、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（流動資産担保保険）</p> <p>第三条の四 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について当該中小企業者の流動資産（取引の相手方である事業者に対する売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権及</p>	<p>（無担保保険）</p> <p>第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをする事により、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（流動資産担保保険）</p> <p>第三条の四 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について当該中小企業者の流動資産（取引の相手方である事業者に対する売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権及</p>

び棚卸資産に限る。)のみを担保として提供させるものをする
ことにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二
億円を超えることができない保険(以下「流動資産担保保険」
という。)について、借入金額のうち保証をした額の総額が
一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保
証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結する
ことができる。

2・3 (略)

(公害防止保険)

第三条の五 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相
手方として、当該信用保証協会が中小企業者の公害防止施設の
設置の費用、工場又は事業場の公害防止のためにする移転の費
用その他の公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるもの
に充てるために必要な資金に係る金融機関からの借入れによる
債務の保証(当該中小企業者が第三条の二第一項の経済産業省
令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その
保証について保証人の保証を提供させないものに限る。)をす
ることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が
五千万円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、
商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立さ
れた組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは
、一億円。次項において同じ。)を超えることができない保険
(以下「公害防止保険」という。)について、借入金の額のう

び棚卸資産に限る。以下同じ。)のみ(当該中小企業者が法人
である場合にあつては、流動資産(必要に応じその法人の代表
者である保証人の保証を含む。)のみ)を担保として提供させ
るものをするることにより、中小企業者一人についての保険価額
の合計額が二億円を超えることができない保険(以下「流動資
産担保保険」という。)について、借入金額のうち保証をし
た額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫
と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契
約を締結することができる。

2・3 (略)

(公害防止保険)

第三条の五 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相
手方として、当該信用保証協会が中小企業者の公害防止施設の
設置の費用、工場又は事業場の公害防止のためにする移転の費
用その他の公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるもの
に充てるために必要な資金に係る金融機関からの借入れによる
債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険
価額の合計額が五千万円(その中小企業者が中小企業等協同組
合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法
律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるも
のであるときは、一億円。次項において同じ。)を超えること
ができない保険(以下「公害防止保険」という。)について、
借入金の額のうち保証をした額(手形の割引の場合は手形金額
のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債
権の金額のうち保証をした額。以下同じ。)の総額が一定の金

ち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額。以下同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

(エネルギー対策保険)

第三条の六 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者のエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証（当該中小企業者が第三条の第二項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「エネルギー対策保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

(エネルギー対策保険)

第三条の六 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者のエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「エネルギー対策保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

(海外投資関係保険)

第三条の七 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の外国法人と永続的な経済関係を持つための当該法人の株式その他の持分の取得その他の海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるもの（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証（当該中小企業者が第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「海外投資関係保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

2・3 (略)

(海外投資関係保険)

第三条の七 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の外国法人と永続的な経済関係を持つための当該法人の株式その他の持分の取得その他の海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるもの（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「海外投資関係保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

(新事業開拓保険)

第三条の八 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用その他の新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用若しくは第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金又は前条第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証（当該中小企業者が第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「新事業開拓保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

(事業再生保険)

(新事業開拓保険)

第三条の八 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用その他の新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用若しくは第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金又は前条第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「新事業開拓保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

(事業再生保険)

第三条の九 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が再生中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金に係る金融機関からの借入れによる債務の保証（当該再生中小企業者が第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円を超えることができない保険（以下「事業再生保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

(危機関連保証の特例)

第十五条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証（第二条第六項の経済産業大臣が認める日から一年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が一年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）における申請に基づく同項の認定に基づき行われた特例中小企業者の経営の安定に必要な資金に係る第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下同じ。）を受けた特例中小企業者に係るものについての第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用につ

第三条の九 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が再生中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円を超えることができない保険（以下「事業再生保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 (略)

(危機関連保証の特例)

第十五条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証（第二条第六項の経済産業大臣が認める日から一年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が一年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）において行われた特例中小企業者の経営の安定に必要な資金に係る第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下同じ。）を受けた特例中小企業者に係るものについての第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、第三条第一項中「保険価額

ては、第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「危機関連保証（第十五条に規定する危機関連保証をいう。次条及び第三条の三において同じ。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第一項及び第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「危機関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第三項及び第三条の三第二項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「危機関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「危機関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

（適用除外）

第十九条 特例中小企業者（第二条第六項の規定により経済産業大臣が認める場合における同項の事象と同一の事象に対応するため株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第二項の規定による認定が行われたと経済産業大臣が認める場合において、第二条第六項の認定を受けたものに限る。）に対して株式会社商工組合中央金庫が行う貸付けに係る債務の保証については、第十五条の規定は、適用しない。

2 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十二条の三に規定する危機対応業務として行う貸付けに係る債務の保証については、本法の規定は、適用しない。

附 則

の合計額が」とあるのは「危機関連保証（第十五条に規定する危機関連保証をいう。次条及び第三条の三において同じ。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第一項及び第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「危機関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第三項及び第三条の三第二項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「危機関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「危機関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

（新設）

附 則

1
5
(削る)
(略)

6 | 1
5
(略)
株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）
附則第二条の二に規定する危機対応業務として行う貸付けに係
る債務の保証については、本法の規定は適用しない。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 株主（第六条―第十五条）</p> <p>第三章 管理（第十六条―第二十条）</p> <p>第四章 業務（第二十一条―第三十二条）</p> <p>第五章 商工債（第三十三条―第三十八条）</p> <p>第六章 子会社等（第三十九条―第四十条）</p> <p>第七章 計算（第四十一条―第五十五条）</p> <p>第八章 監督（第五十六条―第六十条）</p> <p>第八章の二 商工組合中央金庫電子決済等代行業（第六十条の二―第六十条の三十四）</p> <p>第八章の三 指定紛争解決機関（第六十条の三十五―第六十条の三十七）</p> <p>第九章 雑則（第六十一条―第六十六条）</p> <p>第十章 罰則（第六十七条―第七十七条）</p> <p>第十一章 没収に関する手続等の特例（第七十八条―第八十条）</p> <p>附則</p> <p>第四条 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 株主（第六条―第十五条）</p> <p>第三章 管理（第十六条―第二十条）</p> <p>第四章 業務（第二十一条―第三十二条）</p> <p>第五章 商工債（第三十三条―第三十八条）</p> <p>第六章 子会社等（第三十九条・第四十条）</p> <p>第七章 計算（第四十一条―第五十五条）</p> <p>第八章 監督（第五十六条―第六十条）</p> <p>第八章の二 商工組合中央金庫電子決済等代行業（第六十条の二―第六十条の三十四）</p> <p>第九章 雑則（第六十一条―第六十六条）</p> <p>第十章 罰則（第六十七条―第七十七条）</p> <p>第十一章 没収に関する手続等の特例（第七十八条―第八十条）</p> <p>附則</p> <p>（株式）</p> <p>第四条 商工組合中央金庫は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式又は同法</p>

(議決権のある株式の株主の資格等)

第六条 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において「商工組合中央金庫の株式」という。)を発行した場合又は同法第一百三条第四項に規定する自己株式(商工組合中央金庫の株式に限る。)を処分した場合において、商工組合中央金庫の株式の株主に係る株主名簿記載事項(同法第二百一条に規定する株主名簿記載事項をいう。)を株主名簿に記載し、又は記録するときは、次に掲げるもの以外のもの(以下「無資格者」という。)の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

(削る)

一〇九 (略)

十 前各号に掲げる者であつて商工組合中央金庫の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員

十一 前各号に掲げる者のほか、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体並びにそれらの直接又は間接

第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(議決権のある株式の株主の資格等)

第六条 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において「商工組合中央金庫の株式」という。)を発行した場合又は同法第一百三十四条第四項に規定する自己株式(商工組合中央金庫の株式に限る。)を処分した場合において、商工組合中央金庫の株式の株主に係る株主名簿記載事項(同法第二百一条に規定する株主名簿記載事項をいう。)を株主名簿に記載し、又は記録するときは、次に掲げるもの以外のもの(以下「無資格者」という。)の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

一 政府

二〇十 (略)

十一 第二号から前号までに掲げる者であつて商工組合中央金庫の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員

十二 第二号から前号までに掲げる者のほか、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体並びにそれらの

の構成員であつて、政令で定めるもの

2～8 (略)

(主要株主に係る認可等)

第八条 政令で定める取引又は行為により商工組合中央金庫の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の五（以下「主要株主基準値」という。）以上の数の議決権の保有者（他人（仮設人を含む。）の名義をもつて保有する者を含む。以下同じ。）にならうとするものは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の政令で定める取引又は行為以外の事由により主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者（以下「特定主要株主」という。）は、当該事由の生じた日の属する商工組合中央金庫の事業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。）までに主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについて主務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3～5 (略)

直接又は間接の構成員であつて、政令で定めるもの

2～8 (略)

(主要株主に係る認可等)

第八条 政府以外のものであつて、政令で定める取引又は行為により商工組合中央金庫の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の五（以下「主要株主基準値」という。）以上の数の議決権の保有者（他人（仮設人を含む。）の名義をもつて保有する者を含む。以下同じ。）にならうとするものは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の政令で定める取引又は行為以外の事由により主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者（政府以外のものに限る。以下「特定主要株主」という。）は、当該事由の生じた日の属する商工組合中央金庫の事業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。）までに主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについて主務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3～5 (略)

(議決権のみなし保有者等)

第十四条 第八条から第十条まで及び前条第二項の規定において、議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限る。)その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式に係る議決権であつて当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し又はその行使について指図を行うことができるもの(主務省令で定める議決権を除く。)及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第十八条 削除

(取締役等の適格性等)

第十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならぬ。

- 一 商工組合中央金庫の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社である場合にあつては、商工組合中央金庫の常務に

(議決権のみなし保有者等)

第十四条 第八条から第十条まで及び前条第二項の規定において、議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限る。)その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式に係る議決権であつて当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し又はその行使について指図を行うことができるもの(主務省令で定める議決権を除く。)を含むものとする。

(代表取締役等の選定等の決議)

第十八条 商工組合中央金庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選定及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役等の適格性等)

第十九条 商工組合中央金庫の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社である場合にあつては、執行役)は、商工組合中央金庫の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

従事する取締役及び執行役） 商工組合中央金庫の経営管理
を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経
験

二 商工組合中央金庫の監査役（監査等委員会設置会社である
場合にあつては、監査等委員） 商工組合中央金庫の取締役
（会計参与設置会社である場合にあつては、取締役及び会計
参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行す
ることができる知識及び経験

三 商工組合中央金庫の監査委員 商工組合中央金庫の執行役
及び取締役（会計参与設置会社である場合にあつては、執行
役、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正
かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

2
2
4 （略）

（業務の範囲）

第二十一条 商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、次
に掲げる業務を営むものとする。

一 （略）

二 第六条第一項第一号から第九号まで及び第十一号に掲げる
もの（同号に掲げるものにあつては、主として中小規模の事
業者を構成員とする団体で政令で定めるものに限る。）であ
つて商工組合中央金庫の株主であるもの並びにその直接又は
間接の構成員（以下「融資対象団体等」という。）に対する
資金の貸付け又は手形の割引

2
三 （略）
（略）

従事する取締役及び執行役） 商工組合中央金庫の経営管理
を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経
験

二 商工組合中央金庫の監査役（監査等委員会設置会社である
場合にあつては、監査等委員） 商工組合中央金庫の取締役
（会計参与設置会社である場合にあつては、取締役及び会計
参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行す
ることができる知識及び経験

三 商工組合中央金庫の監査委員 商工組合中央金庫の執行役
及び取締役（会計参与設置会社である場合にあつては、執行
役、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正
かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

2
2
4 （略）

（業務の範囲）

第二十一条 商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、次
に掲げる業務を営むものとする。

一 （略）

二 第六条第一項第二号から第十号まで及び第十二号に掲げる
もの（同号に掲げるものにあつては、主として中小規模の事
業者を構成員とする団体で政令で定めるものに限る。）であ
つて商工組合中央金庫の株主であるもの並びにその直接又は
間接の構成員（以下「融資対象団体等」という。）に対する
資金の貸付け又は手形の割引

2
三 （略）
（略）

3 商工組合中央金庫は、政令で定めるところにより、第一項第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、融資対象団体等以外のものであつて次に掲げるものに対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができる。

一 第六条第一項第一号から第九号まで及び第十一号に掲げるもの（同号に掲げるものにあつては、第一項第二号の政令で定めるものに限る。）であつて商工組合中央金庫の株主でないもの並びにその直接又は間接の構成員

二 六（略）

七 有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を営む者（金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。第三十九条第一項第二号において同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第三十九条第一項第二号の二において同じ。）を行う者に限る。）のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）

八・九（略）

十 前各号に掲げる者のほか、政令で定める事由により融資対象団体等でなくなった者

4 商工組合中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 二十一（略）

3 商工組合中央金庫は、政令で定めるところにより、第一項第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、融資対象団体等以外のものであつて次に掲げるものに対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができる。

一 第六条第一項第二号から第十号まで及び第十二号に掲げるもの（同号に掲げるものにあつては、第一項第二号の政令で定めるものに限る。）であつて商工組合中央金庫の株主でないもの並びにその直接又は間接の構成員

二 六（略）

七 金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者（金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第三十九条第一項第二号の二において同じ。）を行う者に限る。）のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）

八・九（略）

（新設）

4 商工組合中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 二十一（略）

二十二 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務

イ 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十三 前号に掲げる業務の代理又は媒介

二十四 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他商工組合中央金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、商工組合中央金庫の営む第一項各号に掲げる業務の高度化又は商工組合中央金庫の利用者の利便の向上に資するもの

二十五 商工組合中央金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の商工組合中央金庫の営む第一項各号に掲げる業務

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として主務省令で定めるもの

5 (略)

6 前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債

ロ ト (略)

二 八 (略)

7・8 (略)

(金融機関との連携)

第二十二條の二 商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、その業務を行うに当たっては、融資対象団体等の事業の再生その他の事業活動の活性化が図られるよう、銀行その他の金融機関と連携するよう努めるものとする。

(危機対応業務の実施の責務)

第二十二條の三 商工組合中央金庫は、その目的を達成するため

、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)

第二條第四号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、同條第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う責務を有する。

5 (略)

6 前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債

ロ ト (略)

二 八 (略)

7・8 (略)

(新設)

(新設)

(危機対応業務に関する事業計画の認可)

第二十二条の四 商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、危機対応業務に関する事業計画(以下「事業計画」という。)を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(新設)

2 事業計画には、主務省令で定める危機対応業務の実施方針に関する事項を記載しなければならない。

(指定紛争解決機関との契約締結義務等)

第二十二条の五 商工組合中央金庫は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(新設)

一 指定紛争解決機関(第六十条の三十五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。)が存在する場合 一の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約(同号に規定する手続実施基本契約をいう。第三項において同じ。)を締結する措置

二 指定紛争解決機関が存在しない場合 第六十条の三十五第二項に規定する商工組合中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 苦情処理措置 顧客からの苦情の処理の業務に従事する職員その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者

として主務省令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置

3 | 二 紛争解決措置 顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置

3 | 商工組合中央金庫は、第一項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

4 | 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなったとき 第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務（第六十条の三十五第二項に規定する紛争解決等業務をいう。次号において同じ。）の廃止の認可又は第六十条の三十七第一項において準用する同法第五十二条の八十四第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第二号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指

定紛争解決機関の第六十条の三十五第一項の規定による指定が第六十条の三十七第一項において準用する同法第五十二条の八十四第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなったとき 第六十条の三十五第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

（経営の健全性の確保）

第二十三条 （略）

2 （略）

3 第十四条の規定は、前項の規定を適用する場合における商工組合中央金庫又はその子会社（同項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が有する議決権について準用する。この場合において、同条中「所有する株式」とあるのは「所有する株式又は持分」と、「である株式」とあるのは「である株式又は持分」と読み替えるものとする。

（同一人に対する信用の供与等）

第二十六条 商工組合中央金庫の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。））として政令で定めるものをいう

（経営の健全性の確保）

第二十三条 （略）

2 （略）
（新設）

（同一人に対する信用の供与等）

第二十六条 商工組合中央金庫の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定

。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、商工組合中央金庫の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより商工組合中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 商工組合中央金庫が子会社（主務省令で定める会社を除く。）その他の商工組合中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、商工組合中央金庫及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、商工組合中央金庫及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う商工組合中央金庫又はその子会社等と

める区分ごとに、商工組合中央金庫の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより商工組合中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 商工組合中央金庫が第二十三条第二項に規定する子会社（主務省令で定める会社を除く。）その他の商工組合中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、商工組合中央金庫及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、商工組合中央金庫及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

(略)

4 | いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、商工組合中央金庫又はその子会社等が第一項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行った場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、商工組合中央金庫又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

6 | (略)

(特定関係者との間の取引等)

第二十七条 商工組合中央金庫は、その特定関係者（商工組合中央金庫の子会社、代理組合等（第二条第三項の代理又は媒介を行う者をいう。以下同じ。）その他の商工組合中央金庫と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第二十八条の二 (略)

4 (略)

(新設)

5 | (略)

5 | (略)

(特定関係者との間の取引等)

第二十七条 商工組合中央金庫は、その特定関係者（商工組合中央金庫の子会社（第二十三条第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。））、代理組合等（第二条第三項の代理又は媒介を行う者をいう。以下同じ。）その他の商工組合中央金庫と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第二十八条の二 (略)

2 前項の「子金融機関等」とは、商工組合中央金庫が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の商工組合中央金庫と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（以下「金融商品取引業者」という。）、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（第三十九条第一項第三号及び第六号口において「保険会社」という。）その他政令で定める金融業を行う者をいう。

（臨時休業等）

第三十二条（略）

2（略）

3 第一項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫の無人の営業所において臨時にその業務の一部を休止する場合その他の主務省令で定める場合については、同項の規定による店頭の掲示は、することを要しない。

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第三十九条 商工組合中央金庫は、次に掲げる会社（以下この章において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一（略）

一の二 金融商品取引業者のうち、有価証券関連業のほか、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（第六号口において「証券専門会社」という。）

2 前項の「子金融機関等」とは、商工組合中央金庫が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の商工組合中央金庫と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（以下「金融商品取引業者」という。）、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（以下「保険会社」という。）その他政令で定める金融業を行う者をいう。

（臨時休業等）

第三十二条（略）

2（略）

（新設）

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第三十九条 商工組合中央金庫は、次に掲げる会社（以下この章において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一（略）

一の二 金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業

二 金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（金融商品取引法第二条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（第六号口において「証券仲介専門会社」という。）
イ〜ニ（略）

二の二・三（略）

四 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者（第六号口において「少額短期保険業者」という。）

五 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの（次号口において「信託専門会社」という。）

六 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、商工組合中央金庫、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）

イ 従属業務

ロ 金融関連業務（商工組合中央金庫が証券専門会社及び証券仲介専門会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、商工組合中央金庫が保険会社及び少額短期保険業者のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、商工組合中央金庫が信託専門会社を子会社としていない場合（商工組合中央金庫

務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

二 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）
イ〜ニ（略）

二の二・三（略）

四 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者（以下「少額短期保険業者」という。）

五 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの（以下「信託専門会社」という。）

六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として商工組合中央金庫、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。第八項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社（以下「金融関連業務会社」という。）であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の証券子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社（証券子会社等、保険子

が第二十一条第七項の規定により信託業務を行う場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。）

会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、商工組合中央金庫の保険子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、商工組合中央金庫の信託子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ロ 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の証券子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、商工組合中央金庫の保険子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の証券子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、商工組

合中央金庫の信託子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有しているもの

二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の保険子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、商工組合中央金庫の信託子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ 証券専門関連業務を営むもの（イからハまでに掲げるものを除く。） 当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の証券子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 保険専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びニに掲げるものを除く。） 当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の保険子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有しているもの

七 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社（商工組合中央金庫の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの（以下この項並びに第四十条第七項及び第八項において「特定子会社」という。）以外の子会社又は商工組合中央金庫が、合算してその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を保有していないものに限る。）

八 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（第四十条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、商工組合中央金庫の特定子会社以外の子会社又は商工組合中央金庫が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

九 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（商工組合中央金庫の特定子会社以外の子会社又は商工組合中央金庫が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

十 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を

ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。） 当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の信託子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有しているもの

七 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、商工組合中央金庫の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの（次条第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社又は商工組合中央金庫が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

（新設）

（新設）

（新設）

活用した商工組合中央金庫の営む第二十一条第一項各号に掲げる業務の高度化若しくは商工組合中央金庫の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社

十一 子会社対象会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。第四十条第一項において同じ。）で主務省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇五 （略）

（削る）

（削る）

八 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。次項において同じ。）で主務省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇五 （略）

六 証券子会社等 商工組合中央金庫の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、商工組合中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

七 保険子会社等 商工組合中央金庫の子会社である次に掲げる会社

イ 保険会社又は少額短期保険業者

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社

(削る)

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、商工組合中央金庫又はその子会社による同項第七号から第九号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由により商工組合中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、商工組合中央金庫は、その子会社となつた会社が当該事由(商工組合中央金庫又はその子会社による同項第七号から第九号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

4 商工組合中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで、第十号又は第十一号に掲げる会社(第二項第一号に規定する従属業務又は第二十一条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下「認可対象会社」という。)を

ハ 其他の会社であつて、商工組合中央金庫の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち主務省令で定めるもの

八 信託子会社等 商工組合中央金庫の子会社である次に掲げる会社

イ 信託専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社

ハ 其他の会社であつて、商工組合中央金庫の子会社である信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由により商工組合中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、商工組合中央金庫は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

4 商工組合中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社(従属業務(第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項、第七項第一号及び第八項において同じ。))又は第二十一条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるも

子会社としようとするとき（第一項第十号に掲げる会社（主務省令で定める会社を除く。）にあつては、商工組合中央金庫又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、第六十一条の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、認可対象会社が、商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により商工組合中央金庫の子会社（第一項第十号に掲げる会社（前項の主務省令で定める会社を除く。）にあつては、商工組合中央金庫又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、商工組合中央金庫は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 第四項の規定は、商工組合中央金庫が、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としている同項第十号に掲げる会社（その業務により商工組合中央金庫又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として主務省令で定め

の専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として商工組合中央金庫の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条及び次条第四項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第六十一条の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、認可対象会社が、商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により商工組合中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、商工組合中央金庫は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 第四項の規定は、商工組合中央金庫が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

る会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該主務省令で定める会社を除く。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

7 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

一 第一項第六号に掲げる会社(第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。)又は第一項第七号から第九号までに掲げる会社を子会社としようとするとき(第六十一条の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除く。)

二 (略)

8 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(商工組合中央金庫の子会社を除く。)について、当該子会社対象会社(第一項第十号に掲げる会社(第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この項において同じ。)を除く。)が同号に掲げる会社となったことその他主務省令で定める事実を知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

(削る)

7 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

一 第一項第六号又は第七号に掲げる会社(同項第六号の会社にあつては、主として商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営む会社に限る。)を子会社としようとするとき(第六十一条の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除く。)

二 (略)

8 第一項第六号又は第四項の場合において、会社が主として商工組合中央金庫、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの又は商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

9 商工組合中央金庫が第二十一条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合における第一項第六号の規定の適用

（商工組合中央金庫による商工組合中央金庫グループの経営管理）

第三十九条の二 商工組合中央金庫（子会社対象会社を子会社としている場合に限る。）は、商工組合中央金庫グループ（商工組合中央金庫及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。）の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 商工組合中央金庫グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として主務省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 商工組合中央金庫グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 商工組合中央金庫グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして主務省令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、商工組合中央金庫グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして主務省令で定めるもの

（商工組合中央金庫による議決権の取得等の制限）

第四十条 商工組合中央金庫又はその子会社は、国内の会社（前

については、同号イ、ハ、ニ及びト中「商工組合中央金庫の信託子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社」とあるのは、「商工組合中央金庫又はその信託子会社等が合算して、商工組合中央金庫の子会社」とする。

（新設）

（商工組合中央金庫による議決権の取得等の制限）

第四十条 商工組合中央金庫又はその子会社は、国内の会社（前

三十九条第一項第一号から第六号まで、第八号、第十号及び第十一号に掲げる会社（同項第八号に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）、子会社対象会社を子会社としている持株会社（商工組合中央金庫が子会社としているものに限る。）並びに特例対象会社を除く。次項から第六項までにおいて同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条及び第七十六条第十三号において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2・3（略）

4 商工組合中央金庫又はその子会社は、第三十九条第四項の認可を受けて商工組合中央金庫が認可対象会社を子会社とした場合（主務省令で定める場合に限る。）には、第一項の規定にかかわらず、当該認可対象会社を子会社とした日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、主務大臣は、商工組合中央金庫又はその子会社が、当該認可対象子会社を子会社とした場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、認可をしてはならない。

5・6（略）

7 前各項の場合において、第三十九条第一項第七号に掲げる会社、特別事業再生会社又は同項第九号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、商工組合中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2・3（略）

4 商工組合中央金庫又はその子会社は、前条第四項の認可を受けて商工組合中央金庫が認可対象会社を子会社とした場合（主務省令で定める場合に限る。）には、第一項の規定にかかわらず、当該認可対象会社を子会社とした日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、主務大臣は、商工組合中央金庫又はその子会社が、当該認可対象子会社を子会社とした場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、認可をしてはならない。

5・6（略）

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、商工組合中央金庫の子会社に該当

8 | 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（第三十九条第一項第九号に掲げる会社に該当しないものであつて、商工組合中央金庫の特定子会社以外の子会社又は商工組合中央金庫が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）及び同条第一項第七号から第九号までに掲げる会社（商工組合中央金庫の子会社であるものに限る。）と主務省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

9 | 第十四条の規定は、前各項の規定を適用する場合における商工組合中央金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。この場合において、同条中「所有する株式」とあるのは「所有する株式又は持分」と、「である株式」とあるのは「である株式又は持分」と読み替えるものとする。

(国庫納付金)

第四十五条 商工組合中央金庫は、その自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至つたと認められる場合には、特別準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、特別準備金の額から減額するものとする。

2・3 (略)

しないものとみなす。

8 | 前各項の場合において、商工組合中央金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について商工組合中央金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、商工組合中央金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（主務省令で定める議決権を除く。）を含むものとする。

(新設)

(国庫納付金)

第四十五条 商工組合中央金庫は、その自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至つたと認められる場合には、特別準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができる。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、特別準備金の額から減額するものとする。

2・3 (略)

第五十条 削除

(業務報告書等)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 商工組合中央金庫は、第一項に規定する中間業務報告書及び業務報告書に事業計画の実施の状況(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第十九条の規定の遵守の状況を含む。)を記載しなければならない。

4 第一項及び第二項の報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に関し必要な事項は、前項に定めるもののほか、主務省令で定める。

(貸借対照表等の公告等)

第五十二条 (略)

2 6 (略)

7 商工組合中央金庫が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない場合には、前各項の規定は、適用しない。

(剰余金の配当の特例)

第五十条 商工組合中央金庫は、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一条の規定にかかわらず、政府以外の者の所有する株式一株に対して配当する剰余金の額に一を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式一株に対して配当しなければならない。

(業務報告書等)

第五十一条 (略)

2 (略)

(新設)

3 前二項の報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(貸借対照表等の公告等)

第五十二条 (略)

2 6 (略)

(新設)

(主務大臣の監督)

第五十六条 主務大臣は、商工組合中央金庫、代理組合等、第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者、同条第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会、第六十条の三十二第一項に規定する電子決済等代行業者及び第六十条の三十五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関の業務を監督する。

2 この法律における主務大臣は、経済産業大臣及び財務大臣とする。ただし、第二条第一項、第二項及び第四項、第三条第三項及び第四項、第二十一条第四項、第二十二条の五第四項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第二十七条、第三十二条第一項、第三十五条第一項、第三十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第四十条第二項から第五項まで、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条第四項、次条第一項及び第二項、第五十八条第一項及び第二項、第五十九条、第六十条、第六十条の三、第六十条の四第一項、第六十条の五から第六十条の八まで、第六十条の九第一項、第六十条の十五、第六十条の十六第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項、第六十条の十八、第六十条の十九第一項及び第二項、第六十条の二十一、第六十条の二十四、第六十条の二十九第一項、第六十条の三十、第六十条の三十一、第六十条の三十二第二項から第四項まで、第六十条の三十三、第六十条の三十五第一項、第四項及び第五項、第六十条の三十七において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十三第一項、第五十二条の六十七第七項及び第八項、第五十二条の六十八第一項、第五十

(主務大臣の監督)

第五十六条 主務大臣は、商工組合中央金庫、代理組合等、第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者、同条第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会及び第六十条の三十二第一項に規定する電子決済等代行業者の業務を監督する。

2 この法律における主務大臣は、経済産業大臣及び財務大臣とする。ただし、第二条第一項、第二項及び第四項、第三条第三項及び第四項、第二十一条第四項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第二十七条、第三十二条第一項、第三十五条第一項、第三十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第四十条第二項から第五項まで、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条第四項、次条第一項及び第二項、第五十八条第一項及び第二項、第五十九条、第六十条、第六十条の三、第六十条の四第一項、第六十条の五から第六十条の八まで、第六十条の九第一項、第六十条の十五、第六十条の十六第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項、第六十条の十八、第六十条の十九第一項及び第二項、第六十条の二十、第六十条の二十一、第六十条の二十四、第六十条の二十九第一項、第六十条の三十、第六十条の三十一、第六十条の三十二第二項から第四項まで、第六十条の三十三、第六十一条並びに第六十二条第一項に規定する主務大臣は、経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

二条の七十八、第五十二条の七十九、第五十二条の八十第一項、第五十二条の八十一第一項及び第二項、第五十二条の八十二、第五十二条の八十三第一項及び第二項、第五十二条の八十四第一項及び第二項並びに第五十六条(第二十六号に係る部分に限る。)、第六十一条並びに第六十二条第一項に規定する主務大臣は、経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

3 次条、第五十八条、第六十条の十七、第六十条の二十九並びに第六十条の三十七において読み替えて準用する銀行法第五十条の八十一第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限は、経済産業大臣、財務大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

4 (略)

5 この法律における主務省令は、経済産業省令・財務省令とする。ただし、第二条第一項、第二項及び第四項、第二十一条第四項及び第七項、第二十二條の五第二項、第二十三条第一項、同条第三項において準用する第十四条、第二十四条、第二十六条第二項及び第六項、第二十七条、第二十八条、第二十八条の二第一項、第二十九条、同条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条、第三十四条の二第三項、第四項(同法第三十四条の三第十二項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。)、第十一項及び第十二項(同法第三十四条の三第三項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十四条の三第二項(同法第三十四条の四第六項において読み替えて準用する場合を含む。)

3 次条、第五十八条、第六十条の十七及び第六十条の二十九に規定する主務大臣の権限は、経済産業大臣、財務大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

4 (略)

5 この法律における主務省令は、経済産業省令・財務省令とする。ただし、第二条第一項、第二項及び第四項、第二十一条第四項及び第七項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十六条第二項及び第五項、第二十七条、第二十八条、第二十八条の二第一項、第二十九条、同条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条、第三十四条の二第三項、第四項(同法第三十四条の三第十二項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。)、第十一項及び第十二項(同法第三十四条の三第三項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十四条の三第二項(同法第三十四条の四第六項において読み替えて準用する場合を含む。)、第七項(同法第三十四条の四第六項において読み替えて

む。)、第七項(同法第三十四条の四第六項において読み替えて準用する場合を含む。)、及び第十一項(同法第三十四条の四第六項において読み替えて準用する場合を含む。)、第三十四条の四第一項、第三十七条、第三十七条の三第一項、第三十七条の四第一項、第三十七条の六第一項、第三項及び第四項、第三十八条、第四十条並びに第四十五条、第三十一条第二項、第三十二条、第三十九条、第三十九条の二第二項、第四十条第二項、第四項及び第八項、同条第九項において準用する第十四条、第四十二条、第五十一条第四項、第五十二条第一項から第六項まで、第五十三条第一項、第二項、第四項及び第六項、第五十四条、次条第二項、第六十条の二第一項、第六十条の四、第六十条の六第一項、第六十条の七第一項及び第三項、第六十条の八、第六十条の十、第六十条の十二、第六十条の十三第一項及び第二項、第六十条の十四、第六十条の十五、第六十条の十九第二項、第六十条の二十六第一項、第六十条の三十一、第六十条の三十五第一項及び第三項、第六十条の三十六、第六十条の三十七において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十三第二項、第五十二条の六十七第二項及び第四項、第五十二条の七十一、第五十二条の七十三第三項、第八項及び第九項、第五十二条の七十九並びに第五十二条の八十二第二項、第六十四条並びに第六十五条に規定する主務省令は、経済産業省令・財務省令・内閣府令とする。

6・7 (略)

(報告又は資料の提出)
第五十七条 (略)

準用する場合を含む。)、及び第十一項(同法第三十四条の四第六項において読み替えて準用する場合を含む。)、第三十四条の四第一項、第三十七条、第三十七条の三第一項、第三十七条の四第一項、第三十七条の六第一項、第三項及び第四項、第三十八条、第四十条並びに第四十五条、第三十一条第二項、第三十二条、第三十九条第一項から第五項まで、第七項及び第八項、第四十条第二項、第四項、第七項及び第八項、第五十一条第三項、第五十二条、第五十三条第一項、第二項、第四項及び第六項、第五十四条、次条第二項、第六十条の二第一項、第六十条の四、第六十条の六第一項、第六十条の七第一項及び第三項、第六十条の八、第六十条の十、第六十条の十二、第六十条の十三第一項及び第二項、第六十条の十四、第六十条の十五、第六十条の十九第二項、第六十条の二十六第一項、第六十条の三十一、第六十四条並びに第六十五条に規定する主務省令は、経済産業省令・財務省令・内閣府令とする。

6・7 (略)

(報告又は資料の提出)
第五十七条 (略)

2 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、商工組合中央金庫の子法人等（子会社その他商工組合中央金庫がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、代理組合等を除く。次項並びに同条第二項及び第五項において同じ。）に対し、商工組合中央金庫の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

第六十条 主務大臣は、商工組合中央金庫が法令、定款若しくは法令に基づいてする主務大臣の処分違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、商工組合中央金庫に対し、その業務の全部若しくは一部の停止又は取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任を命ずることができる。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定)
第六十条の二十一 主務大臣は、政令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この章において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 (略)

2 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、商工組合中央金庫の子法人等（子会社その他商工組合中央金庫がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者（代理組合等を除く。次項並びに同条第二項及び第五項において同じ。）に対し、商工組合中央金庫の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

第六十条 主務大臣は、商工組合中央金庫が法令、定款若しくは法令に基づいてする主務大臣の処分違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、商工組合中央金庫に対し、その業務の全部若しくは一部の停止又は取締役、執行役、会計参与若しくは監査役の解任を命ずることができる。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定)
第六十条の二十一 主務大臣は、政令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この章において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 (略)

- 二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者を社員（以下この章及び第七十四条の四第二号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。
- 三・四 (略)

第八章の三 指定紛争解決機関

（紛争解決等業務を行う者の指定）

第六十条の三十五 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

- 一 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。

二 第六十条の三十七において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

- 二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者を社員（以下この章及び第七十四条の二第二号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。
- 三・四 (略)

（新設）

（新設）

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 第六十条の三十七において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。以下この二において同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法

令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下この条及び次条において「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 第三項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約(紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関(この項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。))と商工組合中央金庫との間で締結される契約をいう。以下この号及び次条において同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)

○ 前項の規定する「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続(商工組合中央金庫業務(商工組合中央金庫が第二十一条の規定に

前項に規定する「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続(商工組合中央金庫業務(商工組合中央金庫が第二十一条の規定に

より営む業務及び他の法律により営む業務並びに代理組合等が行う第二条第三項の代理又は媒介をいう。以下この項において同じ。）に関する苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（商工組合中央金庫業務に関する紛争で当事者が和解をすることができものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

3 第一項の申請をしようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

（業務規程）

第六十条の三十六 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

（新設）

- 一 手続実施基本契約の内容に関する事項
 - 二 手続実施基本契約の締結に関する事項
 - 三 紛争解決等業務（前条第二項に規定する紛争解決等業務をいう。以下この条及び第七十四条の三において同じ。）の実施に関する事項
 - 四 紛争解決等業務に要する費用について加入商工組合中央金庫（手続実施基本契約を締結した相手方である商工組合中央金庫をいう。次号において同じ。）が負担する負担金に関する事項
 - 五 当事者である加入商工組合中央金庫又はその顧客から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項
 - 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項
 - 七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として主務省令で定めるもの
- （指定紛争解決機関に関する銀行法の準用）
- 第六十条の三十七 銀行法第七章の七（第五十二条の六十二及び第五十二条の六十七第一項を除く。）及び第五十六条（第二十六号に係る部分に限る。）の規定は、指定紛争解決機関について準用する。
- 2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務

（新設）

省令」と、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十五第二項を除く。）中「加入銀行業関係業者」とあるのは「加入商工組合中央金庫」と、前項に規定する規定（同法第五十二条の六十七第二項第四号を除く。）中「銀行業務等関連紛争」とあるのは「商工組合中央金庫業務関連紛争」と、前項に規定する規定（同法第二項第一号を除く。）中「銀行業務等関連苦情」とあるのは「商工組合中央金庫業務関連苦情」と、同法第五十二条の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項」と、「次に」とあるのは「第二号から第四号までに」と、同項第三号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第二項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第三項」と、同法第五十二条の六十五第一項中「この法律」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法」と、同条第二項中「加入銀行業関係業者（手続実施基本契約を締結した相手方である銀行業関係業者）」とあるのは「加入商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十六第四号に規定する加入商工組合中央金庫）」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約（同法第六十条の三十五第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）」その他の」と、同法第五十二条の六十六中「他の法律」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは

「苦情処理手続（株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第二項に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十六第一号」と、同項第一号中「銀行業務等関連苦情」とあるのは「商工組合中央金庫業務関連苦情（商工組合中央金庫業務（株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第二項に規定する商工組合中央金庫業務をいう。以下同じ。）に関する苦情をいう。以下同じ。）」と、同項第四号中「銀行業務等関連紛争」とあるのは「商工組合中央金庫業務関連紛争（商工組合中央金庫業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十六第二号」と、「銀行業関係業者」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十六第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十六第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号中「紛争解決等業務の種類別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種類別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」とあるのは「商工組合中央金庫業務」と、同法第五十二条の七十四第二項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項」と、

同法第五十二条の七十九第一号中「銀行業関係業者」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（一）」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項第五号から第七号までに掲げる要件（一）」と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第六十条の三十五第一項第五号」と、同法第五十二条の八十三第三項中「他の法律」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項中、「第五十二条の六十二第一項」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第一項第二号」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項第二号」と、同項第二号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項」と、同条第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項第五号」と、「第五十二条の六十二第一項の」とあるのは「同法第六十条の三十五第一項の」と、同条第三項及び同法第五十六条第二十六号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(主務省令への委任)

第六十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可、承認、登録、認定又は指定に関する申請の手續、書類

(主務省令への委任)

第六十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可、承認、登録又は認定に関する申請の手續、書類の提出

の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

第七十一条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該

違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出したとき。

二 第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十九の規定に違反したとき。

三 第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の八十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

四 第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反したとき。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に

の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

(新設)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に

処する。

一・二 (略)

三 第五十一条(第三項を除く。)若しくは第六十条の十五の規定に違反して、これらに規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をしたとき。

四〇六 (略)

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十八条(第一号に係る部分に限る。)の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(商工組合中央金庫又は代理組合等を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をしたとき。

二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定の違反があつた場合において、当該違反行為をしたとき。

三 第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用したとき。

2・3 (略)

第七十四条の二 第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に

処する。

一・二 (略)

三 第五十一条若しくは第六十条の十五の規定に違反して、これらに規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をしたとき。

四〇六 (略)

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十八条(第一号に係る部分に限る。)の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(商工組合中央金庫又は代理組合等を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定の違反があつた場合において、当該違反行為をした者

(新設)

2・3 (略)

(新設)

処する。

第七十四条の三 第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の認可を受けずに紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十四条の四 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六十条の七第三項、第六十条の九第一項若しくは第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 (略)

三 第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第七十五条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の

(新設)

第七十四条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六十条の七第三項若しくは第六十条の九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 (略)

(新設)

(新設)

第七十五条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の

違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第七十一条の二(第二号を除く。)、第七十二条又は第七十三条第一項第一号 二億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第七十条(第二号を除く。)、第七十一条第二号、第七十一条の二第二号、第七十三条第一項第三号又は第七十四条から前条まで 各本条の罰金刑

2

(略)

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役、支配人、清算人、株主名簿管理人、株主(株主が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、商工組合中央金庫電子決済等代行業者(第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。)(若しくは電子決済等代行業者(商工組合中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は認定商工組合中央金庫電子

違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第七十二条又は第七十三条第一項第一号 二億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第七十条(第二号を除く。)、第七十一条第二号又は前二条 各本条の罰金刑

2

(略)

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役、支配人、清算人、株主名簿管理人、株主(株主が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、商工組合中央金庫電子決済等代行業者(第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。)(若しくは電子決済等代行業者(商工組合中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は認定商工組合中央金庫電子

決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第二条第二項又は第三条第三項の規定による主務大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

二 十 (略)

十一 第二十二條の四第一項の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

十二 (略)

十三 第三十九條第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき(同条第一項第十号に掲げる会社(同条第四項に規定する主務省令で定める会社を除く。))にあつては、商工組合中央金庫又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき、同条第六項において準用する同条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としたとき、若しくは同項第十号に掲げる会社(同条第六項に規定する主務省令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該主務省令で定める会社を除く。)に該当する子会社としたとき、又は同条第八項の規定による主務大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する主務省令で定める会社を除く。)となつたことその他同項に規定する主務省令で定める事実を知つた日から一年を超えて商工組合中央金庫又はその子会社が当該同号に掲げる会社の

決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第二条第二項、第三条第三項又は第四条の規定による主務大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

二 十 (略)

(新設)

十一 (略)

十二 第三十九條第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第六項において準用する同条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第四項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会社としたとき。

議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。
十四〽二十 (略)

第七十六条の二 第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十六の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

第七十六条の三 (略)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

附則

(この法律の廃止その他の必要な措置)
第二条 (削る)

十三〽十九 (略)

(新設)

第七十六条の二 (略)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

(新設)

附則

(この法律の廃止その他の必要な措置)

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式(以下「政府保有株式」という。)について、株式会社商工組合中央金庫の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその処分を図り、できる限り早期にその全部を処分するものとする。

政府は、その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式の全部を処分した後における株式会社商工組合中央金庫の特別準備金を含む自己資本の充実の状況、株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務を含む事業の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、この法律を廃止するための措置を講ずることができると認めるときは、直ちに当該措置を講ずるとともに、株式会社商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(削る)

(削る)

2 政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置を講ずるとともに、株式会社商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(危機対応業務の実施の責務)

第二条の二 株式会社商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第四号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、同条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う責務を有する。

(株式の政府保有)

第二条の三 政府は、当分の間、指定金融機関(株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。附則第二条の六第一項において同じ。)に係る制度の運用の状況、同項の危機対応準備金に係る株式会社商工組合中央金庫に対する出資の状況、株式会社商工組合中央金庫による危機対応

業務の実施の状況、株式会社商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を的確に実施するために必要な株式を保有していなければならない。

(危機対応業務に関する事業計画の認可)

第二条の四 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、危機対応業務に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業計画には、主務省令で定める危機対応業務の実施方針に関する事項及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じようとする措置に関する事項を記載しなければならない。

(適正な競争関係の確保)

第二条の五 (略)
(新設)

(危機対応準備金)

第二条の六 株式会社商工組合中央金庫は、指定金融機関として

(削る)

(適正な競争関係の確保)

第二条の二 (略)

2 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、事業計画に、主務省令で定める他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じようとする措置に関する事項を記載しなければならない。

(危機対応準備金)

第二条の三 株式会社商工組合中央金庫は、株式会社日本政策金

融公庫法第十一条第二項に規定する指定金融機関として危機対応業務の円滑な実施のために必要な株式会社商工組合中央金庫の財政基盤の確保に資するものとして、危機対応準備金を設け、次項の規定により政府が出資した金額をもつてこれに充てるものとする。

2・3 (略)

第二条の四・第二条の五 (略)

(危機対応準備金の額の計算の方法等)

第二条の六 危機対応準備金の額が計上されている場合における第四十三条、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第三項並びに第四十八条第一項の規定の適用については、第四十三条中「同じ。」の額」とあるのは「同じ。」及び危機対応準備金(附則第二条の第三項に規定する危機対応準備金をいう。以下同じ。)の額の合計額」と、第四十四条第二項中「前項第一号の額」とあるのは「前項第一号及び附則第二条の四第一号の額の合計額」と、「前項第一項又は附則第二条の四」とあるのは「前項又は同条」と、同条第三項中「第一項の額を」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額を」と、「特別準備金の額が」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額がそれぞれ」と、第四十五条第二項中「前項」とあるのは「前項又は附則第二条の五」と、同項各号中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」と、同条第三項中「の規定により納付する金額」

危機対応業務の円滑な実施のために必要な株式会社商工組合中央金庫の財政基盤の確保に資するものとして、危機対応準備金を設け、次項の規定により政府が出資した金額をもつてこれに充てるものとする。

2・3 (略)

第二条の七・第二条の八 (略)

(危機対応準備金の額の計算の方法等)

第二条の九 危機対応準備金の額が計上されている場合における第四十三条、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第三項並びに第四十八条第一項の規定の適用については、第四十三条中「同じ。」の額」とあるのは「同じ。」及び危機対応準備金(附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金をいう。以下同じ。)の額の合計額」と、第四十四条第二項中「前項第一号の額」とあるのは「前項第一号及び附則第二条の七第一号の額の合計額」と、「前項第一項又は附則第二条の七」とあるのは「前項又は同条」と、同条第三項中「第一項の額を」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額を」と、「特別準備金の額が」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額がそれぞれ」と、第四十五条第二項中「前項」とあるのは「前項又は附則第二条の八」と、同項各号中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」と、同条第三項中「の規定により納付する金額」

とあるのは「及び附則第二条の五の規定により納付する金額の合計額」と、「前項第二号」とあるのは「附則第二条の六第一項の規定により読み替えられた前項第二号」と、第四十六条第一項中「額」とあるのは「額」及び同日における危機対応準備金の額（附則第二条の四の規定により危機対応準備金の額が減少している場合は、当該減少する前の危機対応準備金の額）と、「当該特別準備金の額」とあるのは「当該特別準備金の額及び当該危機対応準備金の額」と、同条第三項中「及び第一項」とあるのは「及び附則第二条の五並びに附則第二条の六第一項の規定により読み替えられた第一項」と、第四十八条第一項中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」とする。

2・3 (略)

(危機対応準備金の額の減少に関する会社法の準用)

第二条の七 会社法第四百四十九条第六項（第一号に係る部分に限る。）及び第七項並びに第八百二十八条（第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。）の規定は、附則第二条の四の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第二条の四の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「危機対応準備金」と読み替えるものとする。

とあるのは「及び附則第二条の八の規定により納付する金額の合計額」と、「前項第二号」とあるのは「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた前項第二号」と、第四十六条第一項中「額」とあるのは「額」及び同日における危機対応準備金の額（附則第二条の七の規定により危機対応準備金の額が減少している場合は、当該減少する前の危機対応準備金の額）と、「当該特別準備金の額」とあるのは「当該特別準備金の額及び当該危機対応準備金の額」と、同条第三項中「及び第一項」とあるのは「及び附則第二条の八並びに附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた第一項」と、第四十八条第一項中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」とする。

2・3 (略)

(危機対応準備金の額の減少に関する会社法の準用)

第二条の十 会社法第四百四十九条第六項（第一号に係る部分に限る。）及び第七項並びに第八百二十八条（第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。）の規定は、附則第二条の七の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第二条の七の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「危機対応準備金」と読み替えるものとする。

2 会社法第四百四十九条（第一項ただし書及び第六項第二号を除く。）及び第八百二十八条（第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。）の規定は、附則第二条の五の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金（以下この条において「資本金等」という。）」とあるのは「危機対応準備金」と、「減少する場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）」とあるのは「減少する場合」と、「資本金等の」とあるのは「危機対応準備金の」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第二条の五の規定による危機対応準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第四項及び第五項中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法附則第二条の五の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「附則第二条の六第一項の規定により読み替えられた同法第四十五条第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「危機対応準備金」と読み替えるものとする。

（総務省設置法の適用除外）

第二条の八 中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）第二条の規定（同法附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）の施行後においては、株式会社商工組合中央金庫については、総務

2 会社法第四百四十九条（第一項ただし書及び第六項第二号を除く。）及び第八百二十八条（第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。）の規定は、附則第二条の八の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金（以下この条において「資本金等」という。）」とあるのは「危機対応準備金」と、「減少する場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）」とあるのは「減少する場合」と、「資本金等の」とあるのは「危機対応準備金の」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第二条の八の規定による危機対応準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第四項及び第五項中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法附則第二条の八の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十五条第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「危機対応準備金」と読み替えるものとする。

（新設）

省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定並びに同項第十二号及び第十四号の規定（同項第十二号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。

（削る）

（削る）

（業務報告書等）

第二条の十一 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、第五十条第一項に規定する中間業務報告書及び業務報告書に事業計画の実施の状況（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）附則第六項の規定の遵守の状況を含む。）を記載しなければならない。

（過料）

第二条の十二 附則第二条の四の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかった場合には、その行為をした株式会社商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

改正案		現行	
<p>（中小企業信用保険法の特例） 第二十二條（略） 255（略）</p> <p>6 前項の規定にかかわらず、経営力向上関連保証のうち認定経営力向上計画（第十七条第五項の規定による記載があるものに限る。）に従って行われる事業承継等に必要な資金に係るもの（第三十條第二項において「特例経営力向上関連保証」という。）を受けた特定事業者に係る普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
第三條第一項 含む。）	含む。）であつてその保証 について保証人の保証を提 供させないもの	第三條第一項 含む。）	含む。）であつてその保証 について保証人の保証を提 供させないもの
保険価額の合 計額が	中小企業等経営強化法第二 十二條第一項に規定する経 営力向上関連保証（同條第 六項に規定する特例経営力 向上関連保証を含む。以下 「経営力向上関連保証」と	保険価額の合 計額が	中小企業等経営強化法第二 十二條第一項に規定する経 営力向上関連保証（同條第 六項に規定する特例経営力 向上関連保証を含む。以下 「経営力向上関連保証」と

<p>第三條の二第一項及び第三條の三第一項</p>	<p>第三條の二第一項</p>	
<p>保險価額の合計額が</p>	<p>当該中小企業者が貸借対照表、損益計算書その他の書類を金融機関に提出することその他の経済産業省令で定める要件を備えている者（法人に限る。）以外の者である場合に於ては、保証人の保証を除く。</p>	
<p>経営力向上関連保証に係る保險關係の保險価額の合計額とその他の保險關係の保險価額の合計額とがそれぞれ</p>	<p>保証人の保証を含む。</p>	<p>いう。）に係る保險關係の保險価額の合計額とその他の保險關係の保險価額の合計額とがそれぞれ</p>

<p>第三條の二第一項及び第三條の三第一項</p>	<p>第三條の二第一項</p>	
<p>保險価額の合計額が</p>	<p>保証人の保証を除く。</p>	
<p>経営力向上関連保証に係る保險關係の保險価額の合計額とその他の保險關係の保險価額の合計額とがそれぞれ</p>	<p>保証人の保証を含む。</p>	<p>いう。）に係る保險關係の保險価額の合計額とその他の保險關係の保險価額の合計額とがそれぞれ</p>

7 ～ 10 (略)		第三条の二第三項及び第三条の三第二項	
	当該債務者	当該借入金の額のうち	
	経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち	れ

7 ～ 10 (略)		第三条の二第三項及び第三条の三第二項	
	当該債務者	当該借入金の額のうち	
	経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち	れ

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（中小企業信用保険法の特例） 第十九条（略）</p>		<p>（中小企業信用保険法の特例） 第十九条（略）</p>	
<p>3 前項の規定にかかわらず、地域経済牽引事業関連保証のうち承認地域経済牽引事業計画（第十三条第三項第三号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に従って行われる事業承継等に必要資金に係るもの（第三十条第二項において「特例地域経済牽引事業関連保証」という。）を受けた特定事業者に係る普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>3 前項の規定にかかわらず、地域経済牽引事業関連保証のうち承認地域経済牽引事業計画（第十三条第三項第三号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に従って行われる事業承継等に必要資金に係るもの（第三十条第二項において「特例地域経済牽引事業関連保証」という。）を受けた特定事業者に係る普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>第三条第一項 含む。）</p>	<p>含む。）であつてその保証 について保証人の保証を提 供させないもの</p>	<p>第三条第一項 含む。）</p>	<p>含む。）であつてその保証 について保証人の保証を提 供させないもの</p>
<p>保険価額の合 計額が</p>	<p>地域経済牽引事業の促進に よる地域の成長発展の基盤 強化に関する法律（平成十 九年法律第四十号）第十九</p>	<p>保険価額の合 計額が</p>	<p>地域経済牽引事業の促進に よる地域の成長発展の基盤 強化に関する法律（平成十 九年法律第四十号）第十九</p>

	<p>第三條の二第一項</p>
	<p>当該中小企業者が貸借対照表、損益計算書その他の書類を金融機関に提出することその他の経済産業省令で定める要件を備えている者（法人に限る。）以外の者である場合にあっては、保証人の保証を</p>
<p>条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証（同条第三項に規定する特例地域経済牽引事業関連保証を含む。以下「地域経済牽引事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>	<p>保証人の保証を含む。</p>
	<p>第三條の二第一項</p>
	<p>保証人の保証を除く。</p>
<p>条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証（同条第三項に規定する特例地域経済牽引事業関連保証を含む。以下「地域経済牽引事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>	<p>保証人の保証を含む。</p>

4・5 (略)	<p>第三条の二第三項及び第三条の三第二項</p>		<p>第三条の二第三項及び第三条の三第一項</p>	<p>除く。</p>
	<p>当該債務者</p>	<p>当該借入金の額のうち</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	
	<p>地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者</p>	<p>地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち</p>	<p>地域経済牽引事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>	

4・5 (略)	<p>第三条の二第三項及び第三条の三第二項</p>		<p>第三条の二第三項及び第三条の三第一項</p>	<p>除く。</p>
	<p>当該債務者</p>	<p>当該借入金の額のうち</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	
	<p>地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者</p>	<p>地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち</p>	<p>地域経済牽引事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>	

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）（附則第十一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（中小企業信用保険法の特例） 第十三条（略） 2・3（略）</p> <p>4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営承継準備関連保証を受けた中小企業者（前条第一項第一号ハに該当する者として同項の認定を受けた者に限る。）に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>（中小企業信用保険法の特例） 第十三条（略） 2・3（略）</p> <p>4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営承継準備関連保証を受けた中小企業者（前条第一項第一号ハに該当する者として同項の認定を受けた者に限る。）に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
<p>第三条第一項 含む。）</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>含む。）であつてその保証 について保証人の保証を提 供させないもの</p>	<p>第三条第一項 含む。）</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>含む。）であつてその保証 について保証人の保証を提 供させないもの</p>
<p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第三項に規定する経営承継準備関連保証（以下「経営承継準備関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の</p>		<p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第三項に規定する経営承継準備関連保証（以下「経営承継準備関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の</p>		<p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第三項に規定する経営承継準備関連保証（以下「経営承継準備関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の</p>	

第三条の二第 一 項	第三条の二第 一 項及び第三 条の三第一 項	当該中小企業 者が貸借対照 表、損益計算 書その他の書 類を金融機関 に提出するこ とその他の経 済産業省令で 定める要件を 備えている者 (法人に限る 。) 以外の者 である場合に あつては、保 証人の保証を 除く。	当該借入金 の 計額が	保証人の保証を含む。	合計額とがそれぞれ
第三条の二第 一 項	第三条の二第 一 項及び第三 条の三第一 項	経営承継準備関連保証に係 る保険関係の保険価額の合 計額とその他の保険関係の 保険価額の合計額とがそれ ぞれ	経営承継準備関連保証及び	保証人の保証を含む。	合計額とがそれぞれ

第三条の二第 一 項	第三条の二第 一 項及び第三 条の三第一 項	保証人の保証 を除く。	当該借入金 の 計額が	保証人の保証を含む。	合計額とがそれぞれ
第三条の二第 一 項	第三条の二第 一 項及び第三 条の三第一 項	経営承継準備関連保証に係 る保険関係の保険価額の合 計額とその他の保険関係の 保険価額の合計額とがそれ ぞれ	経営承継準備関連保証及び	保証人の保証を含む。	合計額とがそれぞれ

三項及び第三条の三第二項		額のうち	その他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうち
当該債務者		経営承継準備関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	

5 (略)

6 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営承継借換関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、前条第一項の認定を受けた中小企業者（同項第一号ニに該当する者に限る。以下この項において同じ。）の経営の承継に必要な資金のうち当該認定の日から経営の承継の日までの間における金融機関からの借入れの借換えのために要する資金に係るものをいう。）を受けた当該中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項 含む。）		含む。）であつてその保証について保証人の保証を提 供させないもの
保険価額の合計額が	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第	

三項及び第三条の三第二項		額のうち	その他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうち
当該債務者		経営承継準備関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	

5 (略)

6 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営承継借換関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、前条第一項の認定を受けた中小企業者（同項第一号ニに該当する者に限る。以下この項において同じ。）の経営の承継に必要な資金のうち当該認定の日から経営の承継の日までの間における金融機関からの借入れの借換えのために要する資金に係るものをいう。）を受けた当該中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項 含む。）		含む。）であつてその保証について保証人の保証を提 供させないもの
保険価額の合計額が	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第	

<p>第三条の二第 一 項</p>	<p>当該中小企業 者が貸借対照 表、損益計算 書その他の書 類を金融機関 に提出するこ とその他の経 済産業省令で 定める要件を 備えている者 (法人に限る 。) 以外の者 である場合に あつては、保 証人の保証を 除く。</p>	
<p>保険価額の合</p>		
<p>経営承継借換 関連保証に係</p>	<p>保証人の保証を含む。</p>	<p>十三条第六項に規定する経 営承継借換関連保証(以下 「経営承継借換関連保証」 という。)に係る保険関係 の保険価額の合計額とその 他の保険関係の保険価額の 合計額とがそれぞれ</p>

<p>第三条の二第 一 項</p>	<p>保証人の保証 を除く。</p>	
<p>保険価額の合</p>		
<p>経営承継借換 関連保証に係</p>	<p>保証人の保証を含む。</p>	<p>十三条第六項に規定する経 営承継借換関連保証(以下 「経営承継借換関連保証」 という。)に係る保険関係 の保険価額の合計額とその 他の保険関係の保険価額の 合計額とがそれぞれ</p>

第一項及び第三 条の三第一項	計額が	る保険関係の保険価額の合 計額とその他の保険関係の 保険価額の合計額とがそれ ぞれ	第三條の二第 三項及び第三 條の三第二項
	当該借入金 の額のうち	経営承継借換関連保証及び その他の保証ごとに、それ ぞれ当該借入金額のうち	当該債務者
	経営承継借換関連保証及び その他の保証ごとに、当該 債務者		

第一項及び第三 条の三第一項	計額が	る保険関係の保険価額の合 計額とその他の保険関係の 保険価額の合計額とがそれ ぞれ	第三條の二第 三項及び第三 條の三第二項
	当該借入金 の額のうち	経営承継借換関連保証及び その他の保証ごとに、それ ぞれ当該借入金額のうち	当該債務者
	経営承継借換関連保証及び その他の保証ごとに、当該 債務者		